【表紙】

【提出書類】	変更報告書No.12
【根拠条文】	法第27条の25第1項及び第2項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	千鳥合同会社　代表社員　千鳥一般社団法人　職務執行者　目黒正行
【住所又は本店所在地】	東京都港区西新橋一丁目１番１号ＥＰコンサルティングサービス内
【報告義務発生日】	2026年10月30日
【提出日】	2026年11月4日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	保有目的の変更 株券等保有割合の1%以上の減少 株券等に関する担保契約等重要な契約の変更

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社レオパレス２１
証券コード	8848
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所プライム市場

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（合同会社）
氏名又は名称	千鳥合同会社
住所又は本店所在地	東京都港区西新橋一丁目１番１号ＥＰコンサルティングサービス内
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2020年9月9日
代表者氏名	千鳥一般社団法人
代表者役職	代表社員　千鳥一般社団法人　職務執行者　目黒正行
事業内容	金銭債権、有価証券（みなし有価証券を含む）、各種法人の株式、出資持分、資産の流動化に関する法律に基づく特定出資その他の投資用資産の取得、保有、管理及び処分

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100－8136 東京都千代田区大手町一丁目１番１号　大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士　水本啓太
電話番号	03（6775）1000

（２）【保有目的】

該当なし

（３）【重要提案行為等】

該当なし

（４）【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号	法第27条の23 第3項第3号
株券又は投資証券等（株・口）	0			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H	O
新株予約権付社債券（株）	B	-	I	P
対象有価証券カバードワラント	C		J	Q
株券預託証券				
株券関連預託証券	D		K	R
株券信託受益証券				
株券関連信託受益証券	E		L	S
対象有価証券償還社債	F		M	T
他社株等転換株券	G		N	U
合計（株・口）	V 0	W	X	Y
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	Z			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	AA			
保有株券等の数（総数） （V+W+X+Y-Z-AA）	AB			0
株券、株券預託証券及び株券信託受益証券のうち保有潜在株券等の数に加算すべきものの数	AC			
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N+O+P+Q+R+S+T+U+AC）				

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年10月30日現在）	AD	334,415,678
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（%） （AB/（AD+AE-AF）×100）		0.00

直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	15.10

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況(短期大量譲渡に該当する場合)】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	譲渡の相手方	単価
2026年 10月30 日	普通株式	50,507,600	15.10	市場外	処分	株式会社K891	1,000

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、2026年9月14日付で、株式会社K891（以下「公開買付者」といいます。）が2026年9月15日から2026年10月30日までを買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）として実施する、発行者の発行済普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関し、公開買付者との間で応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、以下の内容について合意しております。

(i). 提出者は、公開買付者が本公開買付けを開始した場合、提出者において本公開買付けに必要な口座の開設その他の手続が完了していること(ただし、提出者は、応募に必要な口座の開設その他の手続を本応募契約締結後速やかに実施するものとする。)を条件として、公開買付期間の末日の10営業日前までに(ただし、応募に必要な口座の開設その他の手続の完了が公開買付期間の末日の10営業日前の日以後に完了する場合には、当該手続が完了した日に)、提出者が所有する発行者の普通株式（50,507,600株）の全て（以下「本応募予定株式」という。）について、本公開買付けに応募し、かつ、当該応募後、当該応募を撤回せず、当該応募により成立する本応募予定株式の買付け等に係る契約を解除しないこと。

(ii). 提出者は、本応募契約締結日後、本公開買付けの決済の開始日までの間、本応募予定株式の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わず、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、直ちに、公開買付者に対して、その事実及び内容を通知すること。

(iii). 上記(i).及び(ii).にかかわらず、(a)公開買付者以外の者が、公開買付期間の末日の3営業日前までに、前(ii).に定める義務の違反によらずに、本公開買付けにおける発行者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」という。）を2.5%以上上回る買付価格により発行者の発行済普通株式及び新株予約権を対象とする公開買付け(ただし、当該公開買付けが発行者の発行済株式及び新株予約権の全部(ただし、自己株式及び自己新株予約権を除く。)の金銭による取得を企図するものに限る。以下「対抗公開買付け」という。)を開始若しくはその実施を予告(ただし、資金調達の確実性があるものに限る。)した場合、又は(b)公開買付期間の末日の3営業日前までに、対抗公開買付けに係る提案(真摯かつ実現可能性(資金調達の確実性を含む。)のある提案に限る。)が提出者若しくは発行者に対してなされた場合、提出者は、公開買付者に対し当該対抗提案の内容を通知するとともに、本公開買付価格その他本公開買付けに係る条件の変更について協議を申し入れることができること、並びに、上記(a)の場合、公開買付者が、当該申入れの日から起算して5営業日を経過する日又は公開買付期間満了日の前営業日のうちいずれか早い日までに、本公開買付価格を対抗公開買付けの買付価格と同額以上の価格に変更しない場合には、提出者は、上記(i).及び(ii).並びに下記(iv).の義務を負わないものとし、かつ、何らの債務又は責任を負うことなく、本応募契約を解除することができること。

(iv). 提出者は、本応募契約締結日から本公開買付けの決済の開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾を得ることなく、発行者の株主総会の招集請求権(会社法第297条)、議題提案権(会社法第303条第1項及び第2項)若しくは議案提案権(会社法第304条、同法第305条第1項)その他の株主権を行使しないこと。

提出者は、本応募契約に基づき、提出者が所有する本応募予定株式を本公開買付けに応募しております。本公開買付けは、2026年10月30日に終了しており、その結果、本応募予定株式の全てが公開買付者に買い付けられることとなりました。なお、本公開買付けの決済開始日は、2026年11月9日の予定です。

（７）【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（AG）（千円）	0
借入金額計（AH）（千円）	0
その他金額計（AI）（千円）	0

上記（AI）の内訳	
取得資金合計（千円）（AG+AH+AI）	**0**

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地